

岩手県告示第 238 号

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 63 条第 2 項において準用する同法第 62 条第 1 項の規定による告示があったので、同法第 66 条の規定により、次のとおり公告する。

平成 20 年 3 月 25 日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1 都市計画事業の種類及び名称 平成 14 年東北地方整備局告示第 36 号盛岡広域都市計画道路事業 3・3・18 号上堂鶴飼線
- 2 施行者の名称 岩手県
- 3 事務所の所在地 盛岡市
- 4 事業地の所在 岩手郡滝沢村鶴飼字諸葛川、字大緩、字石留、字笹森及び字下高柳地内